

当院では、下記 医師法第20条に基づき、診察をしないで処方せんを交付することはしておりません。投薬を
ご希望の方は必ず、医師の診察が必要となります
のでご承知おきください。

医師法 第20条 無診察治療等の禁止

医師は、自ら診察しないで治療をし、もしくは
診断書もしくは処方せんを交付してはならない。
(保険診療としても当然認められない)

春日井リハビリテーション病院附属クリニック 院長